

営繕工事における 工期設定の基本的考え方

国土交通省九州地方整備局営繕部整備課 営繕技術専門官 小川 良典
(前 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 施工基準係長)

1 はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）」が平成26年6月4日に公布され、即日施行されました。今回の改正では、発注者の責務として、「適切な工期を設定するよう努めること」が明記されました（第7条第1項第4号）。また、平成27年1月30日に関係省庁申合せとしてとりまとめられた「発注関係事務の運用に関する指針」には、「工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定……」が記載されています。

これらを受けて官庁営繕部では、適切な工期の設定の実現に向けて、関係業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定の現状に関して問題意識を共有するとともに、適切な工期を設定するための方策等について検討を進めてきました。そして、その検討結果を平成27年3月に「営繕工事における工期設定の基本的考え方」として取りまとめました。

本稿では、当該文書の主旨とともに適切な工期の設定に関する取組みについてご紹介したいと思います。なお、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」については、国土交通省のホームページに掲載¹しておりますので、こちらも参考にさせていただけると幸いです。

1 http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen04_hh_000009.html

2 工期設定に係る現状の認識

工事請負契約においては、工期末までに工事を完成させることは契約事項です。そのため、受注者にとって短い工期であっても、受注者は必要に応じて、現場作業員の増員、施工方法の合理化・効率化、工法の変更、技術開発等の創意工夫を行い工事の工期末完成を目指してきました。

しかしながら、受注者による創意工夫には技術的・経済的な側面から限度があるため、工事の規模、難易度、地域の実情等を踏まえない、著しく短い工期が設定された工事の場合には、受注者は、無理のある工程管理を余儀なくされ、その結果として、工事の品質管理や安全管理が十分に行われないおそれ、工事採算性の悪化により下請企業を含めた受注者の経営を圧迫するおそれが生じます。これは、工事の品質確保への悪影響にとどまらず、建設労働者の労働環境の悪化を招き、担い手確保にも大きな支障となり得ます。

このことを踏まえて、公共建築物の工事の発注者は、事業の各段階において、適切な工期の設定に努めるとともに、工事の契約後においても必要な場合には工期延長等の措置を適切に行わなければなりません。

3 適切な工期設定に係る基本方針

発注者は、工事の品質、安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の

実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定しなければなりません。

4 適切な工期を確保するための方策

適切な工期の設定の実現に向けて、調査、設計、工事発注準備、入札契約、施工の各段階において、発注者として以下のような事項に取り組むこととしています。

(1) 調査及び設計段階

事業の始まりである調査及び設計段階においては、事業全体のスケジュールがスムーズに進捗するように、調整等に要する期間を十分想定した上で適切に事業の企画を行うことが肝要です。この時点での想定を大きく誤ると、後々の段階における対応に大変苦慮することになります。

また、改修工事などで起こりやすい設計図書と施設の現況との不整合等を生じさせないよう、事前の調査を十分に行うことや、設計段階での図面審査を確実にすることも重要です。

(2) 工事発注準備段階及び入札契約段階

本段階においては、工事の施工条件、施工手順その他工期に影響する事項について、設計図書へ明示することが重要となります。特に、特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示すること等により、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に明示することが求められます。

また、建設工事の繁忙期を避けた発注時期の検討など工事施工時期の平準化に努めることや、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等も必要となります。

(3) 施工段階

施工の段階では、工程に遅延が生じないように、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、ワンデーレスポンス²の実施に努めることが重要です。加えて、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事（例えば、建築・電気設備・

機械設備・エレベーター設備工事の別契約）が実施される場合は、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施することも大切です。なお、複数の契約に基づく各工事間の調整は、発注者側の責務です（公共工事標準請負契約約款第2条を参照）。

5 工期の変更の必要性

建築工事においては、往々にして、工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得ます。発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要と認められるときは、適切に設計図書を変更するとともに、必要に応じて工事一時中止を行い、その結果必要となる工期の変更を行わなければなりません³。また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の工期が変更された際には、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する必要があります。

6 おわりに

「適切な工期」とは、工事目的物の品質確保、工事の安全性及び経済性等の各要素が受発注者双方にとって一定レベル以上で担保された工期であると言えます。従って、当該工事における工期は、それら各要素のバランスによって設定されるべきものであり、「適切な工期」とは一定程度の幅を持つものと考えられます。決して、唯一無二のものとして決められるものではありません。故に、本稿で述べたような事項を考慮しつつ、各発注者自身がその責務において実情に応じた「適切な工期の設定」に努めることが求められています。

官庁営繕部としては、今後も引き続き現場の更なる意見を把握しつつ、適切な工期の設定に資するよう内容の拡充に努めて参ります。

2 受注者からの質問及び協議に対して、発注者が基本的に「その日のうちに」回答することをいう。なお、回答期限日を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含む。

3 詳細は「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」参照。